

リーがるかわら版

第15号

〈発行日〉 2020年3月1日

〈発行〉 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部
〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3-2-23 (司法書士会館内)
電話 092-738-1666



公式マスコットキャラクター
「リーがるー」

お礼とご報告

支部長 江島 滋 美

日頃より、リーガルサポート福岡支部（以下、「LS福岡」）の活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

LS福岡は、2019年に設立から20周年を迎えました。それを記念して、令和1年11月23日（土）、JR九州ホールにて「**地域における成年後見制度～20年のあゆみとこれから～**」と題しまして、LS福岡20周年記念シンポジウムを開催しました。

本シンポジウムは、成年後見制度の誕生と歩を一にしてきたLS福岡が設立20周年を迎えるにあたり、これまでの歩みを振り返ると共に、現在の成年後見制度の問題点を浮き彫りにしながら今後の成年後見制度の方向性を考えて、未来に向けて何かしら発信し、共有できるようなシンポジウムにしたいとの思いで、行政関係者や社会福祉協議会など福祉・介護等に携わる方々にも参加を募りましたところ、参加総数366名のうち、司法書士以外の職種の方々が173名と積極的に参加してください、お陰様で盛況のうちに閉幕しました。

本シンポジウムでは、上記のような着想をもとに3部構成のプログラムを組みました。第1部の基調講演では、藤江美保会員に法人設立の経緯、地域での役割、地域連携ネットワークの実例ともいえるこれまでの後見実務の現場について、振り返りながらお話し頂きました。第2部では、厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室成年後見制度利用促進専門官の川端伸子氏より、成年後見制度利用促進法と基本計画について地域連携ネットワークと中核機関設置の取り組みを中心にご講義を頂きました。第3部において、基本計画の中でも三士会として明記された各専門職と行政関係者の方々とともに、パネルディスカッション形式で、今後の地域における成年後見制度の中で専門職や行政が果たすべき役割や制度の課題、中核機関等の在り方等について意見交換を行いました。成年後見制度利用促進基本計画に基づく取り組みの県下における進捗状況を報告するとともに、福岡市の取り組みを紹介し、それぞれの立場からより現場レベルの意見を出し合うことで来場者に成年後見制度の具体的な課題等を認識して頂くことができたかと思えます。

今回、参加が叶わなかった方々にも本シンポジウムの模様を少しでもお伝えできればと思い、第3部のレポートを紹介いたします。全プログラムのレポートをLS福岡HPでも掲載しておりますので、そちらも是非ご覧ください。

リーガルサポートふくおか
ホームページはこちら！！

リーガルサポートふくおか

検索

<http://www.fukuokashihoushoshi.net/legal/>



リーガルサポート福岡20周年記念シンポジウム パネルディスカッションレポート（抜粋版）

L S 福岡広報部 山倉 克也

パネルディスカッションには以下の方々が参加し、それぞれの立場から討論を行いました。

コーディネーター：江島滋美氏（リーガルサポート福岡支部支部長）

パネリスト：稲吉絵美氏（社会福祉士）、岩城和代氏（弁護士）、小池紀徹氏（福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター所長）、仲野雅志氏（福岡市保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課地域包括支援センター係長）、安樂美和氏（リーガルサポート福岡支部会員）

以下、私の印象に残った言葉を中心にお伝えしたいと思います。

稲吉氏は、本人と積極的に面談し、本人にとって必要な支援とは何かというのを考えるべきであり、従来の代行決定型から脱却するためにも認知症・障がい等への知識を十分に備えるべきだと提言されました。

小池氏は、社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」について紹介されました。

安樂氏は司法書士は「後見全体のプロ」とであるという認識を示された上で、精神障がいのある方とコミュニケーションを取るスキルなどは不十分な部分があるため、そういった場合専門性とのミスマッチが起きてしまうのが課題であるとされました。

岩城氏は、「後見人選任後の課題」について話される中で、自己決定支援について「自分のことは自分で決め、その責任を自分で取る。そういったことを子どもの頃から教育・訓練せず大人になってしまう現状で、判断能力が衰えて後見人等がつくようになってから「自己決定して下さい」と言われてもそれは酷ではないか」と日本社会全体の課題であるとの認識を示されました。

総括的な立場でコメントされた仲野氏は、「専門職後見人には自らの資格を中心に考えてしまう『資格の罠』というものがあのように感じていて、他の専門職の専門性を尊重するあまり互いが重なるような周辺部分に関して消極的であることが少なからずある。これからはその周辺部分を領空侵犯するぐらいの気持ちでやるのがちょうど良いのではないかと。相手方もそれを受け入れる寛容さを持つ。そのことがいわゆる『目詰まり』を氷解するきっかけになるのではないかと。」との考えを示されました。

この話を聞いて私は塗り絵を連想しました。ここから先は別の色だから、はみ出したら悪いと境界線の手前でそれぞれが塗るのをやめてしまった塗り絵。それは見た目には綺麗かもしれませんが、線の端境つまり専門性の枠に縛られることで、白紙の部分からこぼれ落ちてしまう問題や人々がいるのであれば権利擁護の制度としては相応しいものと言えるでしょうか。

枠からはみ出す勇気とそれを許容する寛容さを持てるか。これは私たち専門職後見人始め多くの関係者に与えられた大きな宿題だと感じました。



パネルディスカッション中の1枚

○公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部への相談先

《電話相談（無料）相談料は無料です。》

・相談専用電話 092-738-7050

・月曜日～金曜日午後1時から3時まで（祝祭日、年末年始、盆休日除く）

《面談相談（有料）相談料は1時間5,000円（税込）です。》

・事前予約が必要です。予約電話番号 092-738-1666

・毎週水曜日午後1時から3時まで（祝祭日、年末年始、盆休日除く）

・場所 福岡県司法書士会館内相談室

